

総説

1 研究推進の背景

(1) 社会経済情勢の変化

我が国の経済社会は、過去半世紀における急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げた。この中で食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化した。

我が国は、国民所得の増大に伴い、食生活の高度化・多様化が進展する中で、国内の食料生産がそのニーズに対応しきれず、食料自給率が一貫して低下し、世界最大の食料の純輸入国となった。世界の食料需給が、引き続く人口増加と資源・環境問題の制約を受け、中長期的には楽観を許さない状況の下で、自国の資源を有効に活用して国民への食料の安定供給を確保する観点から、安定的かつ効率的な食料供給システムの構築が課題となっている。

また、生活様式や価値観の多様化が進展し、食料消費面における国民の関心が量的拡大から質的充実へと移行するとともに、物質的満足に加えてゆとりとやすらぎをこれまで以上に重視するようになっていく中で、農業・農村は、国民に対する食料の供給の役割に加えて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を十分に発揮することが求められている。特に平成13年度においては、BSEの発生により、我が国における食の安全性に対する消費者の信頼は大きく揺らいだ。

一方、我が国が高齢化社会へ今後ますます移行するとみられる中で、生産の場であるとともに生活の場である農村においては高齢化が先行しており、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加といった問題が生じている。特に中山間地域では、過疎化及び高齢化の進行による地域社会の活力の低下、地域資源・環境の維持の困難化等の問題が生じている。

我が国をめぐる国際情勢に目を転ずれば、東西冷戦終結から10年余を経た現在、世界経済はグローバル化する一方で、諸地域間のブロック化が進み、国際的な相互依存関係と対立関係が複雑に絡み合いながら深化している。農業分野では、WTO体制下における農産物貿易拡大の一方で、農業・農村の多面的機能を主張する我が国やEU等の旧大陸諸国と、更なる貿易自由化を進めようとする新大陸諸国等との対立が深まるとともに、開発途上国側においても、輸出競争力を活かして自国の経済的離陸を図りつつあるグループと、多角的貿易体制への対応が遅れ、引き続き貧困からの脱却が課題となっているグループに分化し、国際交渉での立場が多様化・複雑化している。また、平成13年度においては、我が国がはじめてセーフガードをねぎ、生しいたけ及び曇表について暫定発動したほか、11月のドーハでのWTO閣僚会議において、新たな多角的貿易交渉が開始されるとともに、中国及び台湾のWTO加盟が認められた。

(2) 農林水産政策研究所の設立と研究基本計画の策定

農林水産政策研究所の前身である農業総合研究所は、農林水産省における唯一の社会科学系の専門研究機関として、昭和21年に設立され、経済社会及び農業の発展に応じて研究課題の重点を移行させつつ、幾多の研究成果を世に問うてきた。その間、我が国経済社会は大きな変貌を遂げ、食料・農業・農村、森林・林業及び水産をめぐる状況も大きく変化した。このため、「農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究を行う」国の研究機関と

して、平成13年4月に農業総合研究所を改組して農林水産政策研究所が設立された。

他方、社会経済情勢の変化の中で、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が、また、平成13年6月には森林・林業基本法及び水産基本法が制定され、農林水産政策に係る基本理念が掲げられ、政策展開の基本方向が明らかにされた。

すなわち、農林水産政策の体系は、

農政分野では、食料・農業・農村基本法により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の四つの基本理念の下に、

林政分野では、森林・林業基本法によりその政策対象を「林業」から「森林・林業」に拡大し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」の二つの基本理念の下に、

水産政策分野では、水産基本法により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」の二つの基本理念の下に、

それぞれ再構築された。

こうした状況の中で、平成13年6月、農林水産政策研究所は、今後10年間に想定される農林水産政策研究の重点分野及び今後5年間における重点研究課題のほか、発表研究成果数の目標等を定める「農林水産政策研究所研究基本計画（平成13年度～22年度）」を策定した。

2 研究推進の方向

農林水産政策が抱える様々な課題と政策展開の方向を踏まえ、農林水産政策研究所研究基本計画においては、1．評価・食料政策に関する研究、2．地域振興政策に関する研究、3．国際政策に関する研究の三つの主要研究問題に区分して研究を推進することとしている。また、中長期的な政策見直しや政策決定に理論的及び分析的素材を提供しうるよう、農林水産省の政策の企画・立案に資する動向分析・予測のほか、政策理論、政策選択・効果予測、政策評価等に関する研究を行うこととしている。

主要研究問題ごとの研究推進の方向は、次のとおりである。

(1) 評価・食料政策に関する研究

評価・食料政策に関しては、農林水産政策の評価に関する研究、食料・農業・農村政策に関連した環境の評価に関する研究、食料の国際又は国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究、食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究、並びに食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究を行う。

農林水産政策の評価に関する研究については、政策評価機能の充実強化を支え、的確で適正な政策評価を担保するための政策評価手法に関する研究を推進するとともに、国の農林水産施策及び財政の効率化を図る観点から、国及び地方公共団体の農林水産関係の施策の有効性や財政支出の効果等について明らかにする。